

安全衛生教育の概要

災害防止対策は、安全衛生管理体制の確立の基本として、機械設備の高度な安全化、危険有害環境や作業方法の改善など物的要因のリスクの低減化を進めることが基本ですが、仮に高度な安全措置が講じられた機械設備の場合でも作業者の操作ミスによって災害が発生するおそれがあることから、安全教育は労働災害防止の実効を期すうえで不可欠なものです。

労働安全衛生法では、雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する特別教育などに対して行うべき安全衛生教育の教育事項が次のとおり定められています。

教育の内容	雇入れ時	<ol style="list-style-type: none"> 1) 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること 2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること 3) 作業手順に関すること 4) 作業開始時の点検に関すること 5) 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること 6) 整理、整頓及び清潔の保持に関すること 7) 事故時等における応急措置及び退避に関すること 8) 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項 <p>ただし、労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種の労働者については、1)から4)までの事項についての教育を省略することができる。</p>
	作業内容変更時	作業転換時や作業設備、作業方法等について変更があった場合、雇入れ時と同じ教育を行うこと
	危険有害業務従事者	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務、動力により駆動されるプレス機械の金型、シャアの刃部又はプレス・シャアの安全装置、安全囲いの取り付け取り外し又は調整の業務、産業用ロボットの教示の業務など労働安全衛生規則(第36条)によって指定された危険有害業務については、それぞれの業務に応じ関係告示において定められた内容に従って、特別の教育を行わなければなりません
	職長その他の現場監督者	<ol style="list-style-type: none"> 1) 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 2) 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 3) 労働安全衛生法第28条の2第1項又は第57条の3第1項及び第2項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 4) 異常時等における措置に関すること 5) その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること
教育時間	<p>教育時間は、対象業務及び教育内容によって定められています。</p> <p>労働安全衛生法では、危険有害業務に就かせようとする者に対する特別教育、職長その他の現場監督者の教育については、教育事項ごとに必要な教育時間が定められていますので、これによらなければなりません。</p> <p>雇入れ時や作業内容に変更があった者に対する安全衛生教育は、就くべき業務の内容によって教育時間は異なることから、特に教育時間は定められていませんので、その業務を安全又は衛生を確保するために必要な内容及び時間を当てたらよいか十分に検討して適正な教育時間を計画してください。</p>	